



# 東御市の水道



## 東御市水道事業の実情

市民の皆さんに現在利用いただいている水道水について説明します。旧東部町では、「東御市上水道事業」と「湯の丸簡易水道事業」の主に2つの事業により水の供給を行っています。

また、旧北御牧村では、八重原地区を中心に利用いただいている「東御市八重原簡易水道事業」と、望月町の企業団から鹿曲川沿いに供給されている「望月町外一市簡易水道事業」、そして小諸市の組合から御牧原地区を中心に供給されている「小



立科町にある水神さま。八重原簡易水道の水源。

諸市外三市町村御牧ヶ原簡易水道」により、合併前と変わらない水の供給を行っております。

旧東部町の水道事業は、地方公営企業にて運営されており、今回の合併により村営水道であった八重原簡易水道事業が新たに東御市の公営企業となりました。

東御市上水道事業の水源は、現在17本の深井戸（深さ…60m～100m）から9割を取水し、残りの1割は湧水を取水し供給しています。湯の丸簡易水道事業は、隣の群馬県側から湧水を取水し、併せて一日平均10、000m<sup>3</sup>を供給しています。

合併により公営企業となった八重原簡易水道事業の水源は、一部深井戸と立科町の湧水を分水し一日平均740m<sup>3</sup>の水を供給しています。

また、望月町外一市簡易水道事業も一部深井戸と湧水を供給し、小諸市外三市町村御牧ヶ原簡易水道は表流水を浄化し供給を行っております。

### 地方公営企業とは？

東御市の水道事業は、「地方公営企業」として経営されています。その事業運営に必要な経費はすべて水



和水系の「中尾水系」

道料金収入でまかない、税金を使わない「独立採算制」です。

日々の暮らしに必要な不可欠な水を絶え間なく送り続けるためには、配水池、配水管などの水道施設の増設や古くなった水道管や揚水（深井戸）ポンプの取り替えなど建設改良費用が必要です。その資金のほとんどは国などからの借入金があてられます。

また、通常業務にかかる費用（人件費、電気代、薬品代など）や施設の修繕など維持管理費用のすべては、水道料金によってまかなわれ、水道事業が成り立っています。

### 集中管理システムの導入

旧東部町の上水道事業と湯の丸簡易水道事業は、昭和62年から「集中

監視システム」が導入されました。現在稼働している17本の深井戸・27カ所の配水池・送水ポンプなどの施設をこのシステムにより、機械の故障・本管の破管・配水池の異常低下・一部塩素濃度の確認を24時間体制にて監視を行っています。異常が発生すると、警報が水道係のパソコンと職員の携帯電話へ通報され、集中監視装置から送られてくるデータを確認し異常時の対応にあたります。

本年度はこのシステムを八重原簡易水道の配水池・機械施設に導入し、監視体制を充実し供給を行っていきます。

### 水質検査

市では水道法に基づき、「原水の水質検査」を1年に一回、水に含まれる成分について50項目の検査を実施しています。

「浄水の水質検査」は、毎月一回検査を行い、更に市内15カ所にて塩素濃度・濁り・臭いを毎日監視しています。

### 「安全な水とおいしい水」

次回は……です。

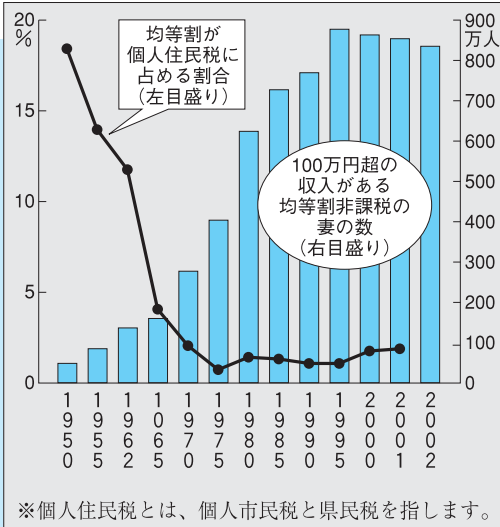
# 市税条例が改正されました

平成16年度の税法等が国会で改正されたことに伴い、東御市税条例も改正。4月1日から個人市民税の均等割など、次の内容が改正されました。

この改正は、住民税課税基準の改正であり、市民の皆さんの納税に直結するものです。改正内容を理解し、税に対する関心を高めましょう。

## 個人市民税の均等割の改正

個人市民税の均等割について、平成16年度分の個人市民税から人口段階別の税率区分



が廃止され、現行の2、000円から3、000円に改正されました。（左下表参照）

改正前  
均等割の税額は都道府県税が年額1、000円、市町村税の均等割は、人口に応じ、①50万人以上の市は3、000円  
②5万～50万人未満の市は2、500円  
③町村と5万人未満の市は2、000円

に分かれていました。なお、生計を同一にする夫が住民税を納めていれば、妻はいくら収入があっても均等割は非課税とされています。

### 改正後

均等割の税額は都道府県税が年額1、000円、市町村税の均等割は、一律3、000円となります。

### 個人住民税の均等割

	改正前		改正後 (平成16年4月以降)
	市町村民税	人口50万人以上の市 3,000円	人口5万人以上 50万人未満の市 2,500円
県民税	その他の市及び町村 2,000円	一律 1,000円	1,000円

## 個人市民税の非課税限度額の改正

平成16年度分の個人市民税より、均等割および所得割の非課税限度額が引き下げられます。均等割は、合計所得金額が28万円以下に、また控除対象配偶者および扶養親族を有する場合には、その金額に人数分を乗じ17万6、000円（改正前19万2、000円）を加えた金額以下となります。所得割は、合計所得額が35万円以下に、また控除対象配偶者および扶養親族を有する場合には、その金額に人数分を乗じ35万円（改正前36万円）を加えた金額以下となります。例に示すと右下の計算になります。

(例) 夫婦・子供2人 (妻並びに子は所得なし)

均等割の非課税限度額	改正後 28万円×4名+17万6000円 ……129万6000円	改正前 28万円×4名+19万2000円 ……131万2000円
所得割の非課税限度額	改正後 35万円×4名+35万円……175万円	改正前 35万円×4名+36万円……176万円

## 個人市民税の土地、建物などの長期譲渡所得の課税の特例に係る改正

長期譲渡所得の課税の特例について、土地、建物などを譲渡した場合の特別控除額の100万円を廃止し、特別控除後の譲渡益の税率が一律3・4%に引き下げられます。（国税を含むトータルでは26

## 配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止

地方税法の改正に伴い、個人市民税に係る配偶者特別控除の上乗せ部分が廃止されます。なお、この改正の適用は、所得税（国税）については平成16年分から、個人市民税については平成17年度分からとなります。